意見書

2020年9月28日

内閣官房 個人情報保護法制見直し担当 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会

「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理 | に関し、下記の通り意見を提出いたします。

記

<全体を通して>

今回の個人情報保護制度の見直しは、公的部門と民間部門における規制の不均衡や不整合を是正することで、官民の枠を超えたデータ利活用を促進するものと認識しており、全体的な見直しの方向性に深く賛同する。

今後、「4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係」に記載されているように、地方公共団体における個人情報保護制度の在り方についての具体的な検討と、法律による一元化を含め、個人情報保護や活用に関する一律的な規律による制度の整備をお願いしたい。

<意見1>

■該当箇所

p. 42

4 その他の整理事項

4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の検討の進め方)

<主な論点>

(1)

■意見

憲法に定める地方自治の本旨や地方自治法の視点には十分に配慮が必要であるが、個人 (国民)の権利利益を規定する個人情報保護法令においては我が国における包括的且つ全 国的な保護をはかることが適切であり、そのことで地方公共団体の自主性・自立性が阻害 されることはないと考える。また、EU との相互十分性の維持の観点からも、全国的統一的 個人情報保護体系を築く必要があると考えられる。よって、ベースとなる法律によって地方公共団体の個人情報保護条例を包括的に置き換えることを検討して頂きたい。

なお、個人情報保護条例に置き換わる法律については、地方の行政機関に対しては中間整理で挙げられた「内部関係要因」と「厳格保護要因」から行個法の内容に寄せ、公立大学や公立病院などの地方独立行政法人に対しては国立大学・病院などの独立行政法人と同様な立場であることから個情法の内容に寄せることが妥当ではないか。

■理由

いわゆる個人情報保護法令の2000個問題に対応するため。

< 意見 2 >

- ■該当箇所
- p. 43 (10 行目)
- 4 その他の整理事項
- 4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の検討の進め方)

<主な論点>

(1)

■意見

多くの地方公共団体の個人情報保護条例において、外部機関とのオンライン結合制限規定が旧来から残されている。これにより、個人情報保護審議会の承認等がない限りはクラウド等の外部システムに接続して個人情報処理を行うことができず、地方公共団体の柔軟なシステム運用の足枷になっていると考えられる(現に、コロナ禍において自治体と民間企業との間の情報共有に支障が出たため、実効的なサービス提供に支障が出たとの声も聞かれる)。そのため、地方公共団体の個人情報保護条例を一元的な法律によって可能な限り置き換えることによって、上記のような時代に適合しない規定の改善を図って頂きたい。

■理由

個人情報保護条例が地方公共団体ごとに異なっていることによる弊害の 1 つと考えられるため。

<意見3>

- ■該当箇所
- p. 22
- 2 定義等の統一
- 2-1 個人情報の定義の統一(照合の容易性の扱い)
- (3)整理の考え方

2

■意見

「組織内に照合可能なデータベースが存在していれば、普段、分離して使っていたとしても、 意図をもって照合しようと思えばできる限り、容易に照合できると評価し得る」の「組織」 の範囲・考え方を明確にして頂きたい。

■理由

個人情報取扱い事業者の規模により、個人情報データベース管理の責任主体や責任範囲が 異なるため、「組織」の統一的な解釈が困難であるため。

<意見4>

■該当箇所

p. 15

- 1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)
- (3) 具体的検討

■意見

利用目的による制限(個情法第16条)について、学術研究に係る例外規定に加えて、統計 作成目的の例外規定も加えるべきである。

■理由

- ・「第2回 個人情報保護制度の見直しに関する検討会」に提出された「個人情報保護制度見直しの主な論点と考え方(案)」のP12~14において個情法第16条への統計作成目的の例外規定の追加が提案されている。
- ・統計情報は、個人の権利利益を侵害することなく有用であると期待されており、(現行法の解釈として示されているとしても)法律の条文に例外規定として明記することで利活用の促進に資すると考えられるため。

(以上)